

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に書面で届け出て検査を受けなければならない。

(完了確認の検査)

第10条 甲は、乙から前条の届け出があったときは、10日以内に給付完了の検査をしなければならない。

(かし担保責任)

第11条 乙は、甲の給付完了の検査の日から12月以内に発見された当該委託業務のかしにつき、担保責任を負うものとする。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、委託業務の履行に関し、自己の責任に帰すべき事由により生じた損傷その他の損害は、すべて乙の負担とし、その賠償の責任を負うものとする。

2 乙は、次条の規定によりこの契約を解除された場合において、甲に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

2 前項に定める場合を除くほか、甲、乙いずれかが解除の申し出をし、相手方が承認したときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づき契約を解除した場合において、履行部分のあるときは、当該部分に対して相当と認める金額を乙に支払うものとする。

(疑義及び定めのない事項)

第14条 この契約書に定めのない事項については、今治市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約書の条項の疑義については、甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書 通を作成し、当事者記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

委 託 者 甲 住 所
今治市長 印

受 託 者 乙 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

別添

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、今治市(以下「甲」という。)から事務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て、この契約による個人情報の処理を第三者に再委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 乙は、甲が指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の持ち出し禁止)

第7 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を乙の事業所以外の場所に持ち出させてはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(監督)

第10 甲は、この契約による事務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、乙から報告を徴収し、又は乙の事業所に立入検査することができる。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第12 乙は、前第1から第11に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。